

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成25年10月22日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 森山行輝

- | | |
|----------|---|
| 1 監査対象団体 | 石巻市体育協会・ミズノグループ |
| 2 監査対象範囲 | 平成24年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行 |
| 3 監査対象施設 | 石巻市河南室内プール（所管課：教育委員会遊楽館） |
| 4 監査期間 | 平成25年9月24日から同年10月22日まで |
| 5 監査場所 | 石巻市監査委員事務局及び現場 |
| 6 監査結果 | 平成24年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。 |